

## 山口県県民活動審議会について

### 1 位置付け

山口県県民活動促進条例（平成14年山口県条例第4号）第15条の規定により設置された県の附属機関（設置年月日：平成14年6月1日）

#### 【山口県県民活動促進条例（抜すい）】

第15条 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県民活動団体を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 市町村の長を代表する者

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

「山口県県民活動審議会規則」において、任期、会長及び副会長の互選等について定めている。

### 2 役割

- ・ 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議
- ・ 県民活動に関する施策についての建議

### 3 昨年度までの活動状況

「山口県県民活動促進基本計画」策定に関する答申、「県民活動白書」及び「県民活動団体との協働に関するガイドブック」策定の審議など、県民活動の広がりに向けた基盤づくりに関する調査・審議等を行った。

### 4 委員の構成、任期

(1) 構成 18名

学識経験者 4名、県民活動団体関係 5名、事業者の代表 3名、  
市町村長の代表 1名、公募 5名

(2) 任期 平成16年6月1日から平成18年5月31日までの2年間

(3) 委員名簿 裏面のとおり

# 山口県県民活動審議会委員

任期 平成16年6月1日～平成18年5月31日

	氏 名	役 職 ・ 所 属 等
公募	あんど う しゅうじ 安 藤 周 治	NPO法人日本NPOセンター 理事
	うらの けいこ 浦 野 恵 子	ピア・カウンセラー
	かわむら かずと 河 村 和 登	周南市長
	さいとう きよこ 斉 藤 清 子	エコー防府 事務局 (防府市市民活動支援センター センター長)
	ささべ しょうこ 笹 部 昭 子	山口県点訳音訳ボランティア連絡会 会長
公募	しまづ えみこ 嶋 津 恵美子	山口県商工会女性部連合会 理事
	シャルコフ・ロバート	山口県立大学国際文化学部 助教授
	しんじょう きくこ 新 庄 菊 子	じゃげな会 会長
公募	なかがわ みゆき 中 川 美由季	大学院生
	ながた きょうすけ 永 田 京 介	山口県商工会議所青年部連合会 会長
公募	にしむら ひろあき 西 村 博 明	団体職員
公募	にしやま かよこ 西 山 香代子	やまぐちネットワークエコー 事務局
	ひぐち のりこ 樋 口 紀 子	梅光学院大学 助教授
	ふくもり ひろまさ 福 森 宏 昌	NPO法人たすけあいねっとわーく 理事
公募	ふじかわ みゆき 藤 川 美 雪	NPO法人やまぐちのSOHOを応援する会 代表理事
公募	ふなざき みちこ 船 崎 美智子	NPO法人やまぐち県民ネット21 理事 (やまぐち県民活動支援センター センター長)
	よこた なおとし 横 田 尚 俊	山口大学人文学部 助教授
	よしおか ひろし 吉 岡 宏	山口県経営者協会 事務局長

(五十音順)

# 山口県県民活動審議会規則

## （趣旨）

第一条 この規則は、山口県県民活動促進条例（平成十四年山口県条例第四号）第十五条第四項の規定に基づき、山口県県民活動審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## （任期）

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第四条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （庶務）

第五条 審議会の庶務は、環境生活部県民生活課において処理する。

## （その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。



